

平成28年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第5号

平成28年9月21日(水)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

---

議事日程第5号

平成28年9月21日(水曜日) 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の

			認定について
日程第 3	認定第 2号	平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 4	認定第 3号	平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 5	認定第 4号	平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 6	認定第 5号	平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 7	認定第 6号	平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 8	認定第 7号	平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 9	認定第 8号	平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第10	認定第 9号	平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第11	議案第64号	大郷町道路線の認定について	
日程第12	議案第65号	平成28年度大郷町一般会計補正予算（第4号）	
日程第13	陳情第 4号	宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書	
日程第14	委発第 4号	宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書（案）	
日程第15	閉会中の所管事務調査		
日程第16	閉会中の継続調査		

---

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	認定第 1号	平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 3	認定第 2号	平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
日程第 4	認定第 3号	平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	

日程第 5	認定第 4 号	平成 27 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 5 号	平成 27 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 6 号	平成 27 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 7 号	平成 27 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 8 号	平成 27 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 9 号	平成 27 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11	議案第 64 号	大郷町道路線の認定について
日程第 12	議案第 65 号	平成 28 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	陳情第 4 号	宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書
日程第 14	委発第 4 号	宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書（案）
日程第 15	閉会中の所管事務調査	
日程第 16	閉会中の継続調査	

---

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、1 番赤間茂幸議員及び 2 番大友三男議員を指名いたします。

---

日程第 2 認定第 1 号 平成 27 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 認定第 2 号 平成 27 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 27 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 27 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 27 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 27 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成 27 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成 27 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 平成 27 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第 2、認定第 1 号 平成 27 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、認定第 2 号 平成 27 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 3 号 平成 27 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 4 号 平成 27 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 5 号 平成 27 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 6 号 平成 27 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 7 号 平成 27 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 8 号 平成 27 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 9 号 平成 27 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 9 号までの決算について、委員長より審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長石川壽和議員。

決算審査特別委員長（石川壽和君） 平成 28 年 9 月 21 日。大郷町議会議長石川良彦殿。決算審査特別委員会委員長石川壽和。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、議会会議規則第 72 条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定した。

#### 記

事件番号、件名、審査の結果の順に読み上げて報告とさせていただきます。

認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第2号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第4号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきものと決定。

平成27年度各種会計決算審査意見。

一般会計決算。

1. 乱開発防止のためにも、開発業者への指導強化に努められたい。
2. 未登記土地の早期解決に努力されたい。
3. 空き家バンク等を活用し、定住促進に努められたい。
4. 住民バス事業の指定管理者として指定している業者への指導強化を図られたい。
5. 全庁的な取り組みで、税・使用料等の滞納整理に努められたい。
6. 各種検診のさらなる受診率向上に努められたい。
7. 水質検査の項目・場所等を再検討し、水質保全に努められたい。
8. 国・県の補助等を活用し、本町基幹産業農業の振興を図られたい。
9. 縁の郷の施設管理を徹底されたい。

10. (株) おおさと地域振興公社へ経営改善のための指導を一層強化すべきである。

11. 災害未然防止のために、土砂採取地周辺の定期的なパトロールに努められたい。

12. 消防団・水防団の充実に努め、町民の安全・安心な生活に努力されたい。

13. 大郷中学校の快適な教育環境づくりに努力されたい。

国民健康保険特別会計決算、若世代健康診断の受診率向上に努められたい。

介護保険特別会計決算、介護予防事業の推進を図られたい。

後期高齢者医療特別会計決算、なし。

下水道事業特別会計決算、なし。

農業集落排水事業特別会計決算、なし。

戸別合併処理浄化槽特別会計決算、1. 水質保全と快適な生活環境の向上を図られたい。2. 加入促進に努められたい。

宅地分譲事業特別会計決算、なし。

水道事業会計決算、有収率向上のため、漏水調査を引き続き実施されたい。

以上、報告します。

議長 (石川良彦君) 以上で審査結果の報告を終わります。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。2番大友三男議員。

2番 (大友三男君) 平成27年度一般会計決算認定に反対の立場で討論します。

主に、バス全般費用における公平性や妥当性に疑問があるからです。特に住民バスにおいては、おおさと地域振興公社に平成28年3月31日まで住民バス指定管理会社として契約が残っていたにもかかわらず、苦情が多い、指導しても直らない、直る見込みがないと、1年契約期間を残している中、町が契約解除という処分をし、平成27年4月1日からバス運行に関して大変すぐれている、任せて安心できるということで、今の民間会社に、おおさと地域振興公社のときの住民バス指定管理運行費3,500万円に対し、300万円も上乗せして3,800万円で住民バス指定管理会社として選定したと聞いている。

しかしながら、残念なことに平成27年4月以来現在まで、私が確認しているだけでも数十件の苦情があり、最近では9月16日、18時28分、黒川病院に入らない、さらに座席に座らないうちに発車するなど、いまだに苦情がなくなっていない。

また、この民間会社は本町の小中学校スクールバス運行委託先になっていた平成26年8月20日、国で定められている運輸規則や道路運送法に違反し行政処分を受けており、本年、平成28年6月20日にもこの民間会社は2回目となる運輸規則違反、道路運送法違反を繰り返すなど、1回ならず2回も処分を受けている。

このように、本町町民の生命の安全・安心に対して道徳心の欠如、法違反を繰り返す、このような民間会社に対し、平成27年度一般会計の中から企画財政課の住民バス指定管理運行費3,800万、教育課の小中学校スクールバス運行費1,905万、保健福祉課の老人ふれあいの家バス送迎費249万円など、8課中3課にわたり合計5,954万円もの町民の貴重な税金を支払ったことは到底納得できるものではなく、よって平成27年度一般会計決算認定に対するの反対討論とします。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。4番石川壽和議員。

4番（石川壽和君） 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどは決算審査特別委員会の委員長として、各審査会で審議されて、皆様から出していただきました意見を取りまとめ、意見を付して認定すべきものと御報告させていただきました。

私個人の立場としても、この委員長報告を承認し、支持するという事をお伝えして賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 認定第1号 平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場から討論を行います。

平成27年度の予算は昨年同様、決算概要にもあるとおり、大郷町の経営基盤の根幹をなす町税収入の落ち込み、行財政改革で生み出した財

源を上回る社会保障関連経費の大幅増、多額の財源を必要とする課題が山積するという危機的財政状況を背景に、限られた予算を効率的、効果的に活用すると編成され、執行されてきました。

歳出面では、総務費で未来づくり基金積立金6,926万円増のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務886万円、農林水産費、多面的機能活動組織交付金4,740万円、農地中間管理機構集積協力金3,356万円、土木費は町道改良費で3,764万円減少したが、橋梁改良費9,955万円、町営住宅建設費3,598万円、宅地分譲特別会計繰り出し7,842万円等増加により、前年対比1億9,515万円、29.9%増、教育費で大松沢社会教育センター建設事業費8,927万円により、前年比1億687万円、20.4%増などにより、歳出総額で前年対比5億7,325万円、13.1%増となった。

しかしながら、本町における山積された課題をクリアするためには今後数年間はより一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、将来に向けた準備を確実に進めなければなりません。監査委員の審査意見書で示された内容は、すぐに検討及び取り組みが必要であり、行財政改革大綱の内容を丁寧かつ強力で推進すべきであることを要望いたします。

重ねて、高齢者の健康増進施策、産業振興対策、土地の利活用を初めとする町の中長期的なビジョンを明確に示し、庁内の総力をもってさらなる樹立をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。終わります。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、認定第1号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定に対する委員長報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告



のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第2号 平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。ないですか。

〔討論省略〕と呼ぶ者あり〕

討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。これより認定第2号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第3号 平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔討論省略〕と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第3号について採決いたします。この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第4号 平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第4号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第5号 平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第5号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第6号 平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第6号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第7号 平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第7号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第8号 平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第8号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する委員長の報告は、認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立

を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） 次に、認定第9号 平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより認定第9号について採決いたします。

この採決は起立により行います。

平成27年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであるとの報告であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第11 議案第64号 大郷町道路線の認定について

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第64号 大郷町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案第64号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。1ページをお開き願います。

大郷町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定によって、大郷町道路線を下記のとおり認定する。

平成28年9月21日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

記

整理番号183。

路線名、里部線。

起点、鶉崎字里部37番1地先。

終点、鶉崎字里部36番2地先。

備考でございます。延長、L=85.0m、幅員、W=12.4~40.0m。

まず、路線の認定についてでございますが、認定された路線は道路法上の道路となり、その結果、道路管理者が決定され、認定により道路管理者は当該路線を管理する義務を負うので、路線の認定は全ての道路管理行為に先立つ根源的行為でございます。

今回の提案路線につきましては、宮城県で工事を行っておりました県道大和松島線と町道土橋明ヶ沢線との接続工事が完了し、宮城県から大郷町に管理区域が移管されたことに伴い、新たな町道路線としての認定を必要とするため、今回提案するものでございます。

2ページの認定路線図をごらん願います。こちらの赤線が認定路線でございます。起点は町道土橋明ヶ沢線、終点は県道大和松島線に接続となります。

以上で御説明を終了いたしますが、議案第64号につきまして御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 確認しておきたいんですけども、この費用は県負担ということで……、「立って立って」の声あり）ああ、ごめん、この費用負担というのは県負担と認識してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 管理の費用負担ということでよろしい……、「いや、道路の」の声あり）今までの道路の工事につきましては、全額宮城県の負担で工事を行っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 確認しておきたいんですが、前の議会運営委員会では説明資料が、いわゆる長さが98.5メートルだった、また幅も11.0から40メートルということだったんですが、今回長さが特に13.5メートルほど短くなっているんですが、この辺ちょっと先ほど説明があればよかったのかなと思ったんですが、なぜこのような差が出たのか、その辺についてちょっとお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ただいま千葉議員の質問にございました前に説明した資料と今回説明

した資料の数値の差異ということでございますが、大変申しわけございませんが、前回説明をさせていただきました資料につきましては、担当課のほうで数字を間違っていました。大変申し訳ございませんでした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 単純な間違いと理解していいんですか。何か県からの何かがあってどうのこうのというその辺の、少し奥深いところがあったのではないんですか。

議長（石川良彦君） 改めて答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

当課の単純な間違いでございました。申しわけございません。（「わかりました」の声あり）

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第64号 大郷町道路線の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第65号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第65号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、議案第65号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の2ページをお開きいただきます。

議案第65号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度大郷町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,016千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,236,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月21日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の補正予算のまず概要ということでございますが、先般9月8日の午後から9日朝にかけての台風13号から変わった低気圧と前線による大雨に係る災害復旧費並びにドクターヘリランデブーポイントの看板設置につきまして、補助金の内示がありましたことから、その設置費について計上した内容でございます。

なお、今回の大雨でございますけれども、吉田川の粕川観測所におきまして、最大時間雨量は28ミリ、累計雨量は111ミリとなっております。15件の被害の報告を受けているところでございますけれども、このうち民有地等の被害に関する4件を除きまして、今回の補正予算及び道路維持費の現計予算により対応することとしたものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきます。

第1表の歳入歳出予算補正により内容を御説明してまいります。

まず、歳入でございます。

第12款分担金及び負担金第1項分担金189万円の増額につきましては、農業施設災害復旧事業に関する受益者分担金となっております。負担率は17.5%でございます。

次に、第15款県支出金第2項県補助金50万円の増額は、ドクターヘリランデブーポイント看板設置に係る県の補助金でございます。

第18款繰入金第1項基金繰入金3,662万6,000円の増額につきましては、財政調整基金による財源調整といったところでございます。

なお、災害に関する財源につきましては、今後起債の充当を予定しておりまして、県との協議が整い次第、別途補正予算において計上する

予定といたしております。

歳入補正額の合計、3,901万6,000円でございます。

続きまして歳出になります。

第2款総務費第1項総務管理費100万円の増額につきましては、災害復旧としての赤道への敷砂利業務並びにドクターヘリランデブーポイントの看板2カ所分の設置費となっております。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費75万6,000円の増額に関しましては、町道羽生的場線の土砂撤去費の計上でございます。場所につきましては、別添お配りをしております施工の箇所図、工事施工箇所の図面になりますけれども、こちらによって場所のほうは以下同様に御確認をお願いしたいと思います。

続いて、第3項農林水産施設災害復旧費1,080万円の増額につきましては、大松沢地区、柏木原地区の水路2カ所に係るのり面の崩落の復旧工事及び舟櫓下水路のコンクリート板柵の破損等に関する災害復旧工事費でございます。施工量といたしましては、柏木原地区においては延べで21メートル、舟櫓下につきましては、こちらも延べで約30メートルの施工量となっております。

第4項公共施設災害復旧費2,646万円の増額につきましては、川内地区屋敷下地内の味明川、この両岸、のり面の崩落箇所がございまして、その復旧工事及び大松沢の五仏地区における水路の水路の流出等に関する災害復旧工事費の計上でございます。味明川の災害につきましては施工延長、延べで約30メートル、同様にのり面工、最大で約5メートルに及ぶものでございます。五仏地区の水路につきましては、施工延長約60メートルに関する工事費ということになってございます。

歳出補正額の合計が3,901万6,000円、以上補正前の予算額51億9,789万2,000円に歳入歳出とも3,901万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ52億3,690万8,000円とするものでございます。

説明につきましては、以上の内容となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。



12番（千葉勇治君） 先ほどの災害につきましては、羽生地区におきましても今回羽生的場ということで出ておりますが、町の素早い対応で、本当に出口が塞がれた家族を初め、地域の方々からその対応について感謝されている状況でございます。改めて御礼申し上げたいと思います。今後もそのような素早い態度を期待したいと思います。

ところで、今回、先ほど被害の中で15件の中で民関係が4件という説明がありましたが、この4件について、直接的には町のかかわりはないと思いますが、町民の被害ということでどういう内容なのか、その辺について御説明ありましたら、できましたならば内容をお聞きしたいと思います。

それから、よく出るわけですが、災害復旧、復興した後のいわゆる2次災害を防ぐための町の指導がどうなっているのか、災害復旧した後に、またこのような天気が続けば新たな災害が出てくることも、その地域によっては考えられるわけですが、終わったからではなくいわゆる災害、この工事が終わった後も危険箇所については十分な再発防止の対策が望まれるところだと考えるわけですが、その辺についてはどのような方策をとっておられるのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうからは民有地関係の4件の内容につきましてお答えをさせていただきます。

今回の15件につきましては、地区担当員が区長さんのほうと連絡をとりまして上げていただいた報告の内容ということになってございまして、まず1つは民有地ということではないんですが、羽生の堰場地区の道路の冠水、これが1件、それから大松沢成田川地区における畑の冠水が1件、山崎地区における田んぼののり面、畦畔ですか、これの崩落が1件、不来内地区における民有地である裏山の土砂崩れといった部分が1件で、都合4件でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願ひます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 災害復旧後の対応ということでございまして、当然災害復旧が起きた箇所につきましては、町の単独事業だったり公共事業だったり復旧いたします。当然その際に、その前後につきましてもこちらのほうで確認はしております。あらかじめ、今後想定されると思われるような場所につきましては、担当課のほうで把握しておりますし、水路であれば例えば水の管理をする地元の組合だった

り、そういったほうにも災害が起きないように、例えば板がかりを外してもらおう等とか、今後を見据えた中での対応をさせていただきます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第65号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第13 陳情第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書

議長（石川良彦君） 日程第13、陳情第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

ここで、教育民生常任委員会に付託されました陳情第4号について、委員長より審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） 報告いたします。

平成28年9月21日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

教育民生常任委員会

委員長 石川壽和

陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 陳情第4号  
付託年月日 平成28年9月7日  
件名 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書  
採択を求める陳情書  
審査結果 採択すべきものと決定  
以上です。

議長（石川良彦君） 以上で審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、陳情第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める陳情書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 委発第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第14、委発第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員長石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君）

委発第4号

平成28年9月21日

大郷町議会議長 石川良彦 殿  
提出者

教育民生常任委員会

委員長 石 川 壽 和

賛 成 者

同委員 赤 間 茂 幸

同委員 赤 間 滋

同委員 和 賀 直 義

同委員 石 垣 正 博

同委員 高 橋 壽 一

同委員 石 川 秀 雄

宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書

(案)

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

別 紙

宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書

(案)

6月15日から行われた第356回宮城県議会において、乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を就学前まで拡充する方針が明らかになった。しかし、中学3年生までの拡充を望む市町村の要望に照らして、県が助成年齢を就学前まで引き上げるにとどまるとすれば、あまりに拡充幅が少ないと言わざるを得ない。

大震災後、市町村では子育て支援が大変重視され、近隣と歩調を合わせ一貫して拡充を推し進めてきた。このたびの県の拡充方針を受け5市町が拡充を決め、他に16市町村も県の正式決定を待って対応を決める見込みだが、県の拡充幅が小さいため市町村の財政負担は期待したより軽減されない。

県内市町村の乳幼児または子どもの医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興をめざすにあたり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による子どもの医療費助成制度の助成年齢を中学3年生まで拡充されること、所得制限を緩和または撤廃されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

宮城県黒川郡大郷町議会

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

以上です。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第4号 宮城県の子どもの医療費助成について県に対する意見書採択を求める意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第15、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに決定いたしました。

---

---

#### 日程第16 閉会中の継続審査

議長（石川良彦君） 日程第16、閉会中の継続審査を議題といたします。

総務産業常任委員長からの付託事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した付託事件の審査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

---

議長（石川良彦君） 以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月5日開会以来17日間にわたり、平成27年度各種会計決算認定を中心に、条例の制定並びに一部改正、平成28年各種会計補正予算などを審議してまいりましたが、議員各位の特段の御協力により、ここに今定例会を閉会できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。

今定例会に提案されました諸議案、決算認定等、いずれも町政を展開していく上で重要な案件でありましたが、議員各位におかれましては、町民の代表機関としての機能を十分に発揮され、終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たのでありまして、この御精励に対し、深く敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、執行部におかれましても、町長を初め課長各位には、審議の間、常に真剣な態度で御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは決算審査特別委員会において出されました意見、要望などに特に配慮していただき、今後の町政執行に十分反映されますようお願いするものであります。

さて、収穫の秋、議員各位には何かと御多忙のこととは存じますが、それぞれ御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜らん

ことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成28年第3回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午 後 2 時 2 1 分 閉 会